

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年12月5日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人古材文化の会

### (2) 代表者の氏名

永井 規男

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区本町17丁目354番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,次に掲げる事項を目的とする。

- 1 古建築及び古材の保存と活用を促進する。
- 2 伝統的木造建築文化と建築技能の継承と発展を図る。
- 3 資源と共存する持続可能な社会の実現を目指す。

## 2 申請年月日

平成25年11月26日

(文化市民局地域自治推進室)